

令和6年2月

お客さま各位

北星信用金庫

## 「当座勘定規定」改定のお知らせ

平素は、北星信用金庫をご利用いただき、厚く御礼申し上げます。

当金庫は、令和6年2月21日より「ことら送金サービス」の取扱いを開始することに伴い、「当座勘定規定」を下記の通り改定させていただきます。

なお、改定後の規定は、改定前よりお取引をいただいているお客さまにも適用させていただきます。

### 記

#### 1. 改定日

2024(令和6)年2月21日(水)

#### 2. 改定対象規定

当座勘定規定(一般用)

#### 3. 改定内容

改定前	改定後
第1条～第8条(略) 第9条(支払の範囲) (1)呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。 <u>(新設)</u>  (2)手形、小切手の金額の一部支払はしません。 第10条～第34条(略)	第1条～第8条(略) 第9条(支払の範囲) (1)呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。 (2) <u>呈示された手形、小切手は、呈示日の15時まで</u> に当座勘定に受け入れまたは振込まれた資金により支払います。ただし、当金庫の裁量により15時以降に入金した資金を支払いに充当することもできるものとします。 (3)手形、小切手の金額の一部支払はしません。 第10条～第34条(略)

以上